

農業経営基盤強化促進基本構想

令和6年3月

摂津市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	
1	営農の類型ごとの経営規模の指標	5
2	生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標	6
第 2 の 2	農業経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農 の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等（認定新規就農者）が目標とす べき農業経営の指標	7
第 3	第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に 関する事項	7
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	8
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	
1	法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計 画の区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	9
2	農地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	11
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて 行う農作業の実施の促進に関する事項等	13
4	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	14
第 6	その他	15
附則		15

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 摂津市は、大阪府の北部、淀川右岸のいわゆる三島平野の西南部に位置し、東から高槻市、茨木市、吹田市、大阪市に、南は淀川に接しています。地形は東西6 km、南北に5 kmのL字形で、面積は14,880 km²である。その立地条件を生かして水稻を主体とする農業生産を展開してきた。

本市の農業構造については、市域の北部では市街地を形成し、南部では肥沃な湿地帯が広がるという立地特性を持ち、古くから田園地帯であったが、昭和10年代に鉄道駅ができたことから市街地化が急速に進行し、昭和30年代になると市内農家は兼業農家がほとんどの割合を占めるようになった。

農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部休耕化した農地が近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも支障を及ぼすおそれがある。

2 摂津市の農業構造は、都市化の進展とともに兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって農業の担い手不足が深刻化しつつある。

また、都市化の進展による地価上昇により農地を資産として保有する傾向が強まり、結果的に安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきた。

今後は、農業者の高齢化等の深化に伴い、ますます規模を縮小する高齢農業者や兼業農業者が増加していくおそれもあり、また、平成21年12月に施行された新農地制度により農地の所有から効率的な利用の促進へ軸足が移行されたことも背景にして、農業用機械の更新時や世代交代等を機に農地の転用が進む傾向にある。

また、市街化調整区域が大半を占める鳥飼八町地区においては、農業従事者の高齢化や減少に伴い、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で休耕化したものが近年増加傾向にある。今後、農業後継者への継承が円滑に進まなければ、担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、不法投棄の温床など周辺農地の耕作に支障を及ぼすことが懸念される。

3 摂津市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり550万円以上）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことをめざす。

4 摂津市は、将来の摂津市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たって

これを支援する農業経営基盤強化促進事業や「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」（平成20年4月施行）（以下「府条例」という）に基づく「農空間保全地域制度」その他の措置を総合的に実施する。

まず、北大阪農業協同組合、摂津市農業委員会、摂津市、大阪府北部農と緑の総合事務所、摂津市地域農業再生協議会が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、営農改善推進検討会等で集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを行う。そして、販売戦略の改善や雇用労働力を活用した経営の拡大や合理化を進めるため、生産方式や経営管理の合理化等の重点的な指導や研修会の開催等を行い、農業者が主体性をもって自らの将来方向について選択判断を行う等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、地域計画の推進による担い手への農地利用集積を進める。

特に、遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

また、認定農業者等担い手の不足が見込まれ、これらの者だけでは継続的な耕作が困難な場合は、多様な担い手による農業への新規参入への促進及び農地の有効利用を促進する。

なお、利用の集積は、認定農業者等効率的かつ安定的な経営体を優先し、面的集積を高めるものとする。

地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確にしつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化、多様な担い手による農業への新規参入の促進等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、北大阪農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や地域の話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、地域コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策

に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、摂津市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 5 摂津市は、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合支店単位の研修会の開催等を大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課及び北大阪農業協同組合の協力を受けつつ行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等（認定新規就農者）の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の新規就農者は、本基本構想施行当初から現在までの間、確保できていない。なにわの伝統野菜の鳥飼なすをはじめとする野菜、花きの産地として生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

大阪府農業経営基盤強化促進基本構想に掲げられた認定農業者や認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織に加え、法人や府条例に基づく大阪版認定農業者等を合わせて約3,600件を踏まえ、本市においては年間1人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で1増加させる。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関、団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

ア 受入環境の整備

農業委員会、大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課や北大阪農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修等）の提供を行う。

また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学校、高校、大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交

流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(4) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となって大阪府農の匠、農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために本市新規就農者交流会への参加を促すとともに、本市認定農業者協議会との交流の機会を設ける。また、商工会とも連携して、直売所等への出荷のためのアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課による地域直売ネットワークへの加入の仲介及び当該ネットワークの交流の促進、直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、経営開始資金や青年等就農資金、経営体育成支援等の国の支援策や府の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(5) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については技術や経営ノウハウについての習得については地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学校、就農後の営農指導等フォローアップについては大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課、農業協同組合組織、農地の確保については農業委員会など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、大阪府内において展開している優良事例を踏まえつつ、摂津市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 営農の類型ごとの経営規模の指標

経営体営農類型（例）

No.	経営類型	規模実面積(a)		内容	備考	
		露地	施設			
1	野菜専作Ⅰ (施設、露地野菜)	60	30	30	えだまめ ハウス 30a 露地 30a ほうれんそう 露地 10a しゅんぎく ハウス 20a	
2	野菜専作Ⅱ (ハウス果菜類Ⅰ)	23		23	いちご ハウス 20a (育苗 3a)	直売及び直売所出荷 高設栽培 スマート技術 (複合環境制御、CO ₂ 施用等)
3	野菜専作Ⅲ (有機農業)	60	40	20	トマト ハウス 20a しゅんぎく ハウス 20a きゅうり 露地 20a さといも 露地 20a 玉ねぎ 露地 20a	有機JAS認証 契約出荷 しゅんぎくは摘み取り収穫
4	花き専作 (切花専作)	40	20	20	球根類(フリージア等) ハウス 20a けいとう ハウス 20a (被覆フィルム除去後) 露地 20a	

2 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

(1) 生産方式

①水稲

共同利用による育苗や機械化による省力化を進めるとともに、農作業受託を行う農業者の組織化等により生産コストの低減や耕作休耕地の解消に取り組む。

また、消費者ニーズに対応した良食味米や地球温暖化に適応できる高温耐性の強い品種の導入、減農薬栽培米等の生産を進めるため、適正品種の選定と品種に合った栽培技術の普及を徹底する。

②野菜

多様化する消費者ニーズに対応するため、低コスト生産、高付加価値型生産及び直売等を推進する。また、果菜類や軟弱野菜等については、施設化やスマート技術の導入を図り、生産量の増加や品質の向上、省力化等を進める。

併せて、減農薬・減化学肥料栽培や天敵の利用等、環境保全型農業や有機農業を推進し、高付加価値型生産や農業分野における脱炭素の推進に努める。

③花き

多様化する消費者ニーズに即応した新品種、品目の導入を進めるとともに、高品質花きを安定的に出荷できる生産体制の整備等により、輸入切り花を含めた他産地に対する競争力の強化や消費者や市場のニーズに対応する開花調整や鮮度保持技術の導入を図る。

④有機農業や大阪エコ農産物認証制度など環境負荷低減に資する農産物生産

有機農業をはじめ、農薬や化学肥料等の使用を削減し、環境への負荷をより軽減して栽培された農産物に対する府独自の認証制度「大阪エコ農産物認証制度」の積極的な推進、消費者や流通関係者への制度のPR等により、脱炭素やエシカル消費を嗜好する消費者ニーズの充足と生産者メリットの創出を図る。

(2) 経営管理の方法

簿記記帳の普及を引き続き進めるとともに、記帳データに基づく経営分析等を通じ、経営の合理化、健全化を進める。さらに、労務管理能力の向上等を進め、一定要件を備えた経営体については法人化を推進する。

(3) 農業従事の態様

他産業並みの労働時間を実現するため、シルバー人材センターの活用等を促すとともに、快適な労働環境の整備を支援するため、家族労働力が主である経営体では家族経営協定の締結等により休日制や給料制の導入等を推進する。さらに、通年雇用が困難な経営体には、農作業の一部をギグワーカーのような外部人材にアウトソーシングするとともに、確保した人材を個別の経営体ではなく、産地で共有する仕組みの導入を推進し、農繁期等の特定期間をオフピーク化することによる経営規模の拡大を支援する。

また、機械化の進展に伴う労働安全性の強化を図るため、休憩時間の確保等、機械の安全使用について、周知・啓発に努める。

第2の2 農業経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等（認定新規就農者）が目標とすべき農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が、就農時に目標とすべき水準は、本構想第1の3に掲げる年間農業所得の3割程度とし、労働時間を1,200時間以上とする。また、経営開始から5年後に達成すべき所得水準は年間農業所得220万円とし、労働時間を1,600時間以上とする。

なお、経営開始から5年後の指標となる経営類型は本構想第2の1に掲げる営農類型に準じ、農業経営の規模は営農類型の規模実面積の約4割とする。

また、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標は本構想第2の2に準ずるとする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

摂津市の特産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、大阪農業つなぐセンター、大阪府北部農と緑の総合事務所、北大阪農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、摂津市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 摂津市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業委員会、大阪府北部農と緑の総合事務所や北大阪農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定

着まで一貫して行う。

さらに、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援等の国による支援策や大阪府による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

摂津市は、大阪府、農業委員会、農業協同組合、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学校等の関係機関や地域の農業者等と連携しつつ、摂津市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を次の役割分担により実施する。

(1) 農業会議、農地中間管理機構、農業委員会

新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

(2) 集落（地域計画の作成区域）

農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

摂津市は、農業委員会及び農業協同組合等と連携して、区域における作付け品目ごとの就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、大阪府及び大阪農業つなぐセンターへ情報を提供する。

また、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市区域内において後継者がいない場合は、大阪府及び大阪農業つなぐセンター等の関係機関へ情報を提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう大阪農業つなぐセンター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携し、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者や第2の2に掲げる新たに農業経営を営もうとする者などの担い手、府条例に基づく大阪版認定農業者などの今後育成すべき農業者、法人等が、地域計画の区域内にある農用地及び生産緑地に占める面積シェアの目標は概ね30%程度とする。

なお、面的集積についての目標については、地域計画を推進し、農用地の利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

摂津市では、農用地の利用については、認定農業者を中心とした担い手への集積が進んでいない。利用権設定等により土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者への利用集積はあるものの、集積された農用地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大規模機械の導入ができないことなどから効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営コストダウンを図る上で課題となっている。

(2) 今後の農用地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農用地利用ビジョン

摂津市では、分散農地の解消策を講じ、担い手に面的に集積しなければ、担い手の経営が圧迫され、経営改善に支障が生じる可能性が高い。また、今後10年間で離農等により農地が供給されると考えられるものの、受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ遊休農地化し、摂津市の農業に重大な支障を及ぼすおそれがある。このため、摂津市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速させつつ、認定農業者を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成し、それらが一体となって地域の農業を守る体制の整備等を進めることにより、農地の効率的利用をめざし農業の振興を図る。

(3) 将来の農用地利用ビジョンの実現に向けた取組内容並びに関係機関及び関係団体との連携等

摂津市の将来の農用地利用ビジョンの実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

- ア 認定農業者、集落営農組織、法人等効率的かつ安定的な経営体の育成
- イ 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成
- ウ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農地の面的集積の促進
- エ 遊休農地解消のための基盤整備等の実施
- オ 園芸作物の振興及び地産地消の推進
- カ 地域計画の策定と見直し

なお、これら施策の円滑な推進のため農空間保全委員会の活用による関係機関との間で農地に係る情報提供の共有化を進めるとともに、関係各課、農業委員会、農業協同組合等による指導体制を整備する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

摂津市は、大阪府が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第2章の第6「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、摂津市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に取り組む。

- 1 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項等
- 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等
- 4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

- 1 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項等

- (1) 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

- ① 地域計画推進事業

摂津市は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の農業者等との協議を行い、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における地域計画を定め、その中で地域の農業の将来のあり方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進する。

- ② 協議の場の設置方法

- ア 協議の場の開催時期・参加者・相談窓口等

地域計画の協議の場の開催については、農業者、摂津市、農業委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、大阪府、その他の関係者の幅広い参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに調整し、広く周知します。協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を産業振興課に設置する。

- イ 協議すべき事項

- (ア) 農業の将来の在り方
- (イ) 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (ウ) その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
 - (i) 農用地の集積・集約化の方針
 - (ii) 農地中間管理機構の活用方針
 - (iii) 基盤整備事業への取組方針
 - (iv) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
 - (v) 農業協同組合等の農業サービス事業者等への農作業委託の活用方針
- (エ) その他（地域の実情に応じた取組）

なお、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

- ③ 地域計画の区域の基準

地域計画の区域は、市街化調整区域の地域とする。

④ その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

摂津市は、地域計画の策定に当たって、大阪府、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、「摂津市地域計画策定方針」を作成し、これに基づき、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

(2) 農地利用集積計画に関する経過措置

農用地利用集積計画については、経過措置の間、農業経営基盤強化促進法附則第5条に基づき、なお従前の例によるものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

摂津市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ. 農用地利用改善事業の実施区域

ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ. その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱、様式第6-1号の認定申請書を摂津市に提出して、農用地利用規程について撰

津市の認定を受けることができる。

② 摂津市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ. (2)の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ. (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 摂津市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を摂津市の掲示場への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第 11 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項

エ. 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 摂津市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)

で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 摂津市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 摂津市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農と緑の総合事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（一般財団法人大阪府みどり公社）の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

摂津市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で、農業協同組合や各関係機関と協議し、必要な条件の整備を図る。

ア. 農業協同組合その他の農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ. 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準は、農業協同組合の農作業受託料金表と定める

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の委託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 地域計画の実現に向けた取組

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

ア. 摂津市は、地域水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稲作、転作を契機とした適地適作の観点に立った水稲と転作作物との合理的な組み合わせによる土地利用の確立と農用地の利用集積による効率的な経営体の育成に努める。

イ. 摂津市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

摂津市は、農業委員会、大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課、農業協同組合及びその他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進するよう努める。

② 農業委員会等の協力

農業委員会及び農業協同組合は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、摂津市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この基本構想は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附則

この基本構想は、令和5年9月30日から施行する。

附則

この基本構想は、令和6年3月29日から施行する。